

新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金・下水道使用料の支払い猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金・下水道使用料（農集含む）のお支払いが困難な事情があるお客様に対し、下記のとおりお支払いの猶予をいたします。

1 対象となる方

- ・今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難となった方

※個人、法人すべてのお客様が対象

2 お支払いの猶予の内容

- ・お客様から、佐野市水道お客さまセンターへ電話で申し出をいただき、最長で4か月、お支払いを猶予します。

※この猶予期間終了後も、お支払いのご相談に応じます。

※今回の措置は、支払いの猶予により、お客様のご負担を一時的に軽減するもので、料金等が減額・免除されるものではありませんのでご注意ください。

3 申請の方法

- ・支払猶予をご希望する方は、電話で申し出をいただき、お客さまセンターで確認後、郵送にて猶予申請書を送付いたしますので、必要事項を記入後、返信用封筒にてご提出をお願いいたします。
- ・申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.sano.lg.jp/sp/suidokyoku/index.html>)

4 お問い合わせ先

- ・佐野市水道お客さまセンター

住 所：佐野市大橋町 1165 番地

電 話：0283-22-1696

- ・窓口の受付時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土・日・祝祭日は除く。）